

# 上水道管と自家水道管（井戸）等は接続することができません

## 【クロスコネクションの禁止】

### ● 水道法第 16 条（給水装置の構造及び材質）

水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

### ● 水道法施行令第 5 条（給水装置の構造及び材質の基準）

法第 16 条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30 センチメートル以上離れていること。
- 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- 三 **配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連絡されていないこと。**
- 四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- 五 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 六 **当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。**
- 七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

### 【 解 説 】

クロスコネクションとは、給水装置を他の管、設備又は施設に誤って接合することをいいます。特に水道以外の配管等とのクロスコネクションの場合は、給水装置内の水道水を汚染するおそれがあるだけでなく、その他の需要者へ水道水を供給している配水管をも汚染する可能性があります。

以上のように公衆衛生上の理由により、安全な水を確保するため、給水装置と当該給水装置以外の水管、その他の設備とを直接連結することは絶対に避けなければならないとされています。

近年、多目的に水が使用されることに伴い、用途の異なる管が給水管と近接配管され、外見上判別しがたい場合もあります。したがって、管の外面にその用途が識別できるよう表示する等、状況によりクロスコネクションを防止するための必要な措置を講じる必要があります。

給水装置と接続されやすい配管は、次のとおりです。

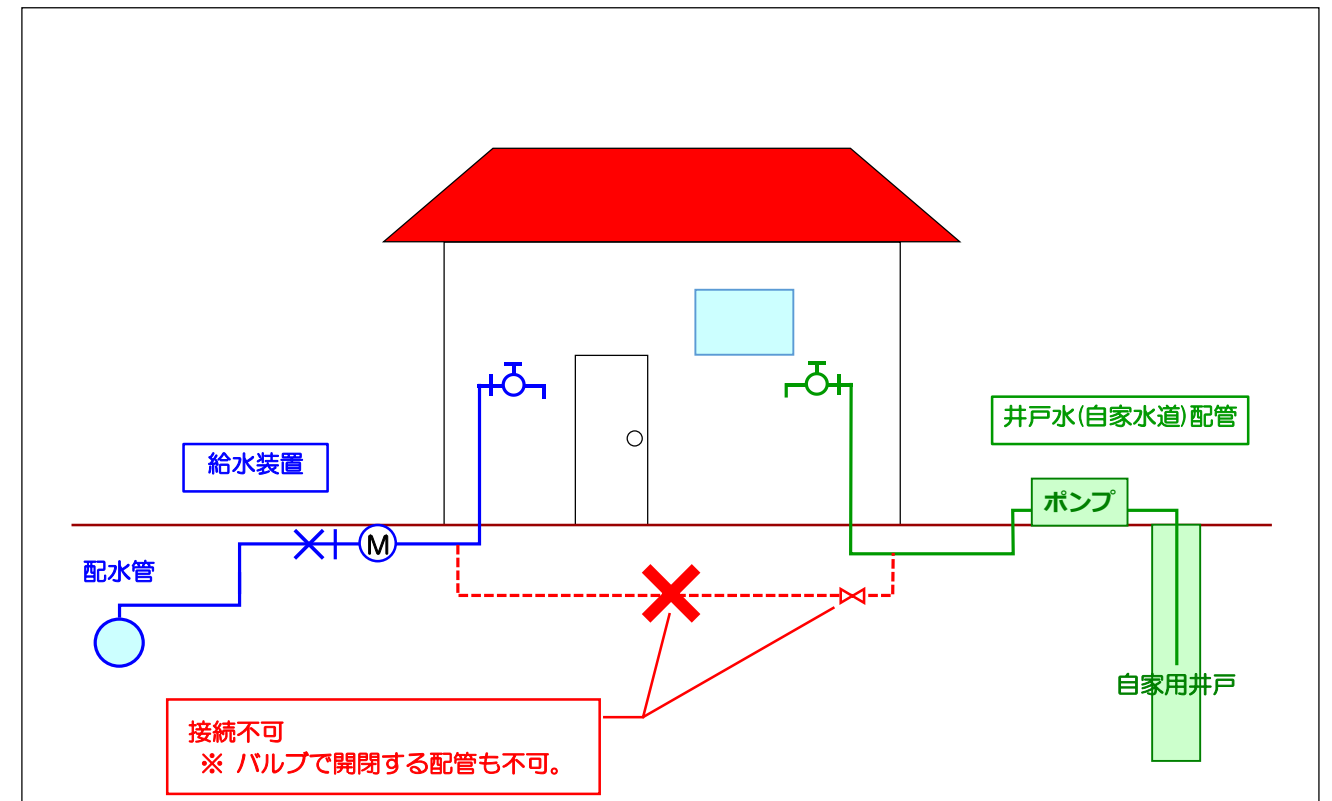
- (1) 井戸水（自家水道）の配管
- (2) 受水槽以下の配管
- (3) プール、浴場等の循環用の配管
- (4) 水道水以外の給湯配管
- (5) 水道水以外のスプリンクラー配管
- (6) ポンプの呼び水配管
- (7) 排水管（污水管）
- (8) 雨水管
- (9) 工業用水管
- (10) 農業用水管

以上のような配管と接合されていることを確認した場合には、他の需要者の利用に支障を与えるおそれがあることから、法令（水道法、給水条例 他）の定めにより**給水することができません**。このような場合には、当企業団の指定を受けた指定業者に工事を発注し、切り離し工事を施工のうえ、当該指定業者に選任された給水装置工事主任技術者及び当企業団の検査に合格する必要があります。当該工事に係る費用は、お客様の負担となります。

※ 水道局の指定を受けていない無資格の井戸業者やその他設備業者は、配管を伴わない単独水栓の取替え・補修、こま・パッキン等の取替え以外の工事をおこなうことは出来ません。また、無資格業者が施工した給水装置に対しては、上水道を給水することはできません。そのため、給水装置工事をおこなうとする方は、当企業団の指定を受けた工事業者を通して、事前に工事の申し込みをおこなったうえで、承認を得る必要があります。

以下の配管事例のように、配管が直接つながっている場合は、給水することができません。バルブ（切替弁）を設置して必要に応じて上水道と井戸等その他配管を使い分ける構造のものも認められておりませんので、そのような配管を推奨してくる業者は、無資格である可能性が高く、このような配管は絶対におこなわないでください。

### ★ クロスコネクションの配管事例（1）



### ★ クロスコネクションの配管事例（2）

